

令和5年度 第2回

寝屋川市都市計画審議会

議案書

# 目 次

案件(1)	東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定（市決定）（議案第 163 号）	----- 1
案件(2)	東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（市決定）（議案第 164 号）	----- 5

案件(1) 東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定  
(市決定)  
(議案第 163 号)

## 理 由

東大利町（A街区）地区は、寝屋川市中央部、京阪本線「寝屋川市駅」の西側の密集住宅地区（池田・大利地区）内に位置している。

また、交通の利便性と安全性の向上を図り、延焼遮断帯として効果を高める寝屋川市駅につながる整備重要路線の都市計画道路対馬江大利線と隣接し、当該地区内の建築物の不燃化を強化し、延焼防止等の機能向上が見込まれる地域である。

そこで、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、本案のとおり、特定防災街区整備地区を決定するものである。

東部大阪都市計画特定防災街区整備地区の決定（寝屋川市決定）

都市計画東大利町（A街区）特定防災街区整備地区を次のように決定する。

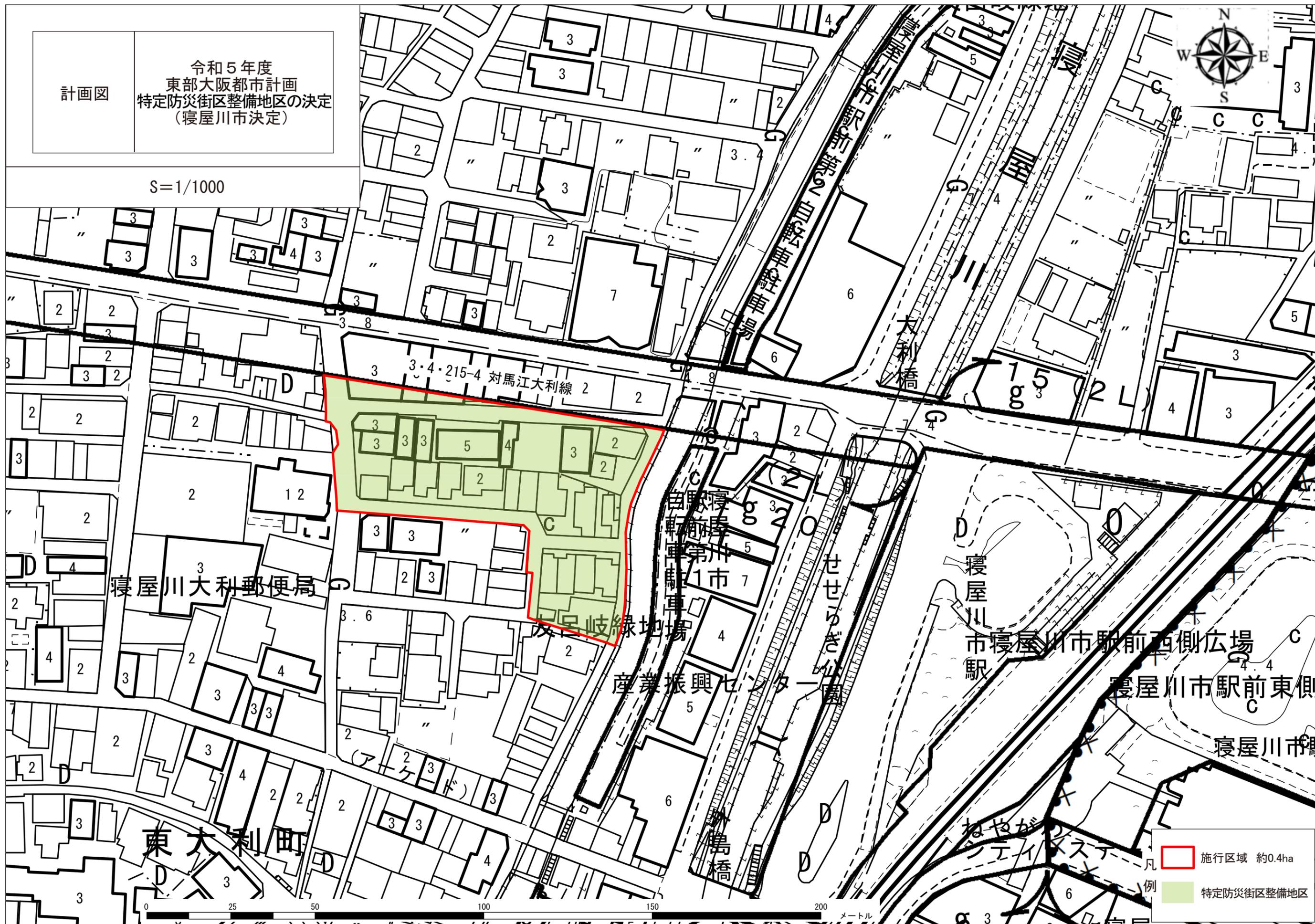
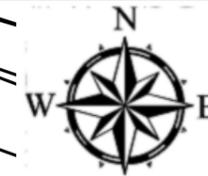
種 類	東大利町（A街区）特定防災街区整備地区
位 置	寝屋川市東大利町地内
面 積	約 0.4 ha
建築物の敷地面積の 最低限度	100m <sup>2</sup>
壁面の位置の制限	_____
建築物の防災都市計画施設に面する 部分の長さの敷地の防災都市計画施 設に接する部分の長さに対する割合 の最低限度	_____
建築物の高さの最低限度	_____

「位置、区域は計画図表示のとおり」

計画図

令和5年度  
東部大阪都市計画  
特定防災街区整備地区の決定  
(寝屋川市決定)

S=1/1000



凡例  
[Red Outline] 施行区域 約0.4ha  
[Green Area] 特定防災街区整備地区

案件(2) 東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定  
(市決定)  
(議案第 164 号)

## 理 由

東大利町（A街区）地区は、寝屋川市中央部、京阪本線「寝屋川市駅」の西側の密集住宅地区（池田・大利地区）内に位置している。

また、交通の利便性と安全性の向上を図り、延焼遮断帯として効果を高める寝屋川市駅につながる整備重要路線の都市計画道路対馬江大利線と隣接し、当該地区内の建築物の不燃化を強化し、延焼防止等の機能向上が見込まれる地域である。

そこで、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、本案のとおり、防災街区整備事業を決定するものである。

東部大阪都市計画防災街区整備事業の決定（寝屋川市決定）

都市計画東大和町（A街区）防災街区整備事業を次のように決定する。

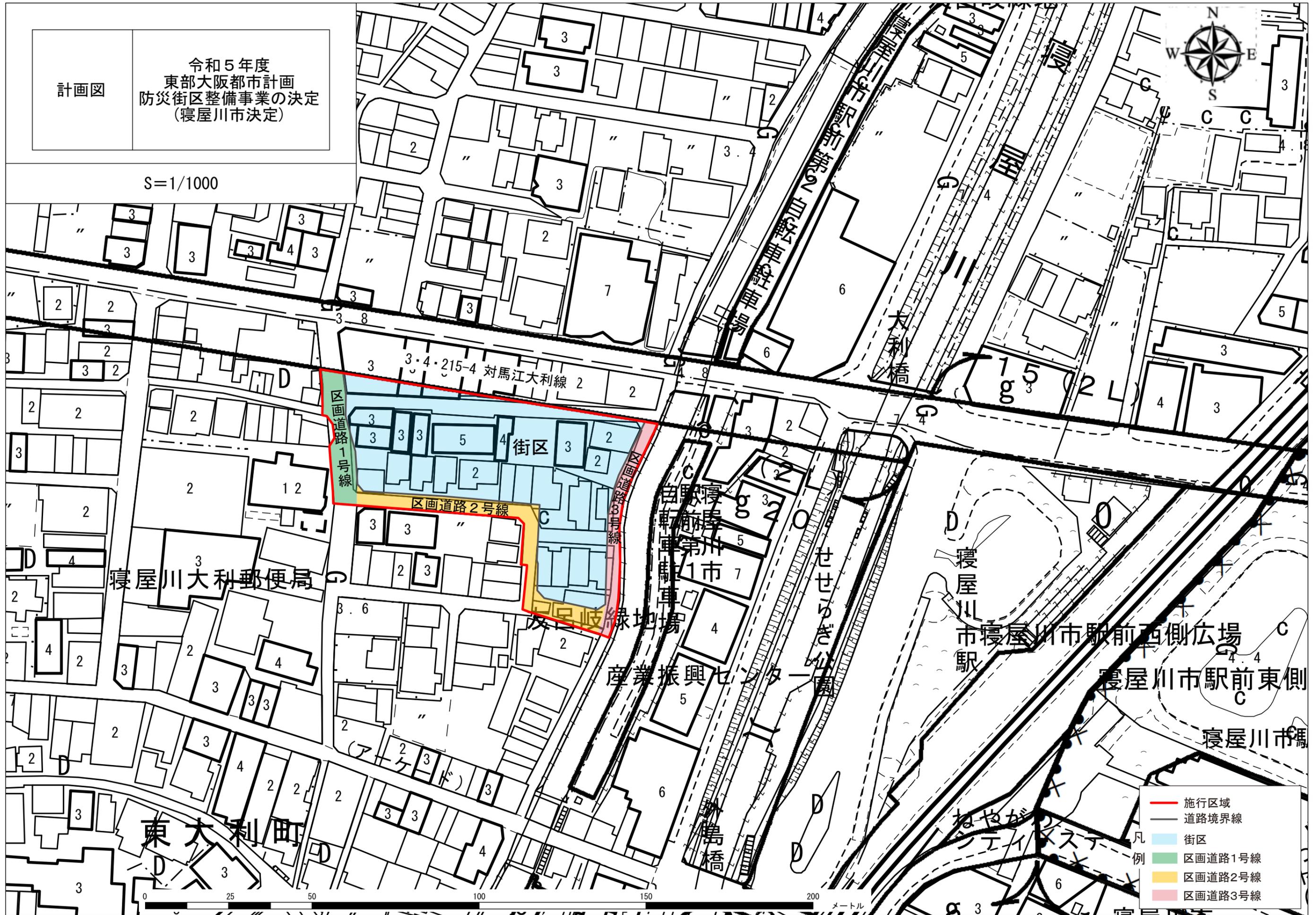
名 称		東大和町（A街区）防災街区整備事業				
位 置		寝屋川市東大和町地内				
面 積		約 0.4 ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
		区画道路	1号線	4.35m ～6.35m	約 40.6m	—
		区画道路	2号線	4.35m	約 101.0m	
		区画道路	3号線	4.35m	約 64.1m	
防 災 施 設 建 築 物 の 整 備 に 関 す る 計 画	構造	高さ	配列		備考	
	鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等による耐火建築物とする。	—	—		—	
備 考		特定防災街区整備地区内				

「位置、区域は計画図表示のとおり」

計画図

令和5年度  
東部大阪都市計画  
防災街区整備事業の決定  
(寝屋川市決定)

S=1/1000



- 施行区域
- 道路境界線
- 凡 街区
- 例 区画道路1号線
- 区画道路2号線
- 区画道路3号線